

議題（３）

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について

令和８年６月２５日付け水産第４７５号で千葉県知事から諮問があった
このことについて、貴部会に付議しますので審議されたい。

令和８年６月３０日
千葉県水産振興審議会
会 長 坂 本 雅 信

水 産 第 4 8 5 号
千 水 審 第 1 号
令和8年6月30日

千葉県水産振興審議会
海面利用調整部会 様

千葉県水産振興審議会
会長 坂本 雅信
(会長印省略)

遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示、推奨ルール及び遊漁者等による
がざみ類の採捕に係る委員会指示について（付議）

令和8年6月25日付け水産第472号、水産第474号及び水産第475号で千葉県知事から諮問があった下記の事項については、千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領第4条の規定により、貴部会に付議しますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- 2 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて
- 3 遊漁者によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について



水産第475号

千葉県水産振興審議会

会長 坂 本 雅 信 様

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について（諮問）

このことについて、別添のとおり千葉海区漁業調整委員会から貴審議会海面利用調整部会への意見聴取の依頼がありましたので諮問します。

令和8年6月25日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

（公印省略）



千 漁 調 委 第 4 1 号
令和 8 年 6 月 1 5 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石 井 春 人
(公印省略)

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について（依頼）

このことについて、別紙のとおり指示したいので千葉県水産振興審議会海面利用調整部会からの意見聴取をお願いします。

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第_____号

千葉県海面におけるがざみ類の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 8 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石 井 春 人

1 採捕の制限

千葉県海面（2 に掲げる区域に限る。）においては、令和 8 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの間（3 に掲げる時間に限る。）、がざみ類（がざみ、たいわんがざみ、いしがに及びのこざりがざみをいう。）を採捕してはならない。

2 採捕を制限する区域

共同漁業権共第 2 号及び共第 3 号（令和 5 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域

3 採捕を制限する時間

午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 5 時から翌午前 0 時まで

4 適用除外

1 の制限は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 法第 57 条第 1 項の規定による千葉県知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合
- (2) 2 に掲げる区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権を有する者が当該権利に基づいて漁業を営む場合
- (3) 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合